

## アイコンの見方

対 対象   料 料金 (料金記載のないものは無料)   詳 詳細   電 電話番号

## ぬくもり灯油の申請について

詳 総合福祉課   電 (32)6354

平成30年度道市民税が非課税の世帯のうち、次の助成要件を満たす世帯に暖房費（灯油、電気、ガスなど）の一部を助成します ※暖房費に係る助成ですので、集中暖房などを利用している世帯も対象となります

助成額	1世帯当たり 1万円	持参するもの	●世帯全員の平成29年分の収入が確認できるもの（源泉徴収票、課税証明書、年金振込通知など） ●世帯全員の預貯金額および平成29年分の給与などの振込状況が確認できる通帳 ●印鑑
助成対象世帯	平成30年10月1日現在、本市に住民票を有する ●高齢者世帯＝65歳以上の高齢者がいる世帯 ●障がい者世帯＝重度心身障害者医療費助成を受けている障がい者がいる世帯 ※生活保護受給世帯、社会福祉施設などに長期入所（入院）している世帯を除く		
助成要件	●平成29年の年間収入額の合計が1人世帯で140万円以下（1人増えるごとに60万円加算） ※給与、各種年金・手当などを含む全ての収入 ●金融資産の合計が1人世帯で50万円以下（1人増えるごとに50万円加算） ●別世帯の課税者と同居していない	申請受付	10月1日(月)～平成31年2月28日(休)に 総合福祉課   電 (32)6354

## 狂犬病予防注射強化週間

詳 環境生活課   電 (32)6333

10月7日(日)～13日(土)は、狂犬病予防注射強化週間です

●犬の登録……市環境生活課または市内各動物病院で行ってください

対 生後91日以上で、未登録の犬（登録は一生に一度）※登録時にもらう鑑札は必ず首輪に着けてください   料 3,000円

●狂犬病予防注射……狂犬病予防注射は、毎年受けることが義務付けられています

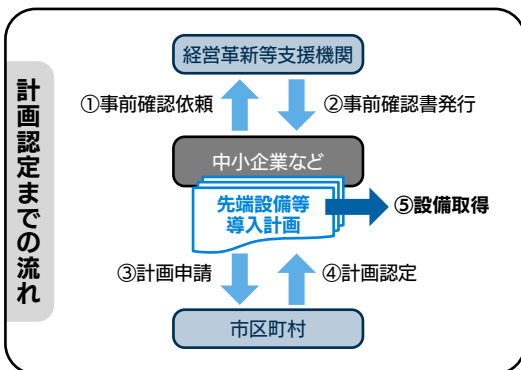
対 生後91日以上で、今年度の予防注射を行っていない犬   料 3,110円

動物病院名	診療時間	動物病院名	診療時間
前田獣医科医院 山手町1-4-8 電 (74)4338	月～土……9:00～12:00/15:00～19:00 日祝……9:00～12:00	かわはた動物病院 本町1-1-1 電 (35)2211	月火木金日…10:00～13:00/16:00～19:30 土……………10:00～13:00
前田獣医科明野医院 明野新町3-5-2 電 (57)1111	月木…………9:30～12:00/15:00～21:00 火金…………9:30～12:00/15:00～19:00 土祝…………9:30～12:00	しま動物病院 拓勇東町4-18-30 電 (57)1217	月火木金土…9:30～12:00/15:30～19:00 日祝…………9:30～12:30
山本動物病院 春日町1-10-1 電 (36)2606	月～金……9:00～12:00/15:00～19:00 土…………9:00～12:00/13:00～18:00	ほまれだ動物病院 拓勇西町4-2-8 電 (82)7000	月～土……9:00～12:00/15:00～19:00
三光動物病院 三光町5-25-18 電 (35)5060	月～金……9:00～12:00/16:00～19:00 土…………9:00～12:00	ウトナイの森動物病院 ウトナイ南6-8-40 電 (56)5105	火水金……9:00～11:30/13:30～18:30 木…………9:00～11:30 土日祝……9:00～11:30/13:30～18:00
おのだ動物病院 澄川町2-1-23 電 (67)8642	月～土……9:30～13:00/16:00～19:30 祝…………9:30～12:00	しょうた動物病院 川治町5-13-18 電 (77)6263	月火水金土…9:00～12:00/16:00～19:00 月……………19:00～21:00(夜間診療)
加藤どうぶつ病院 音羽町1-15-14 電 (38)5250	月火水金…9:30～13:00/15:30～19:30 土…………9:30～13:00/15:30～17:00 日祝…………15:30～19:30		

## 中小企業の設備投資を支援しています!

詳 工業・雇用振興課   電 (32)6432

市では、中小企業などが設備投資を通じて、労働生産性の向上を図るための支援をしています。「先端設備等導入計画」の認定を受けることで、一定の要件を満たす設備の税制支援や、国の補助金における優遇などの支援措置を活用することができます



### 認定を受けられる「中小企業」の規模

税制支援は、対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下
	ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下
	旅館業	5千万円以下

※自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く